

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2 件）【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 2

◇ 公 告

- 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等に対する措置に係る公告【都市戦略局都市再生推進部空き家活用推進課】 4
- 特定調達契約の落札者の決定【総務市民局総務部総務課】 5
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）【技術監理局契約部契約課】 6

◇ 上下水道局

- 下水道事業受益者負担金賦課対象区域の変更【上下水道局総務経営部営業課】 1 0

北九州市告示第 3 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 7 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 認可地縁団体の名称
本城パークタウン町会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	中川哲弥	北九州市八幡西区本城五丁目 2 番 5 号
変更後	大津久司	北九州市八幡西区本城五丁目 2 番 2 3 号

- 3 変更年月日
令和 7 年 4 月 1 日

北九州市告示第 3 3 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 7 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

蜷田自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	崎田和範	北九州市小倉南区蜷田若園三丁目 1 0 番 1 1 号
変更後	宮本憲治	北九州市小倉南区蜷田若園三丁目 6 番 5 号

3 変更年月日

令和 5 年 4 月 2 3 日

北九州市公告第 5 4 9 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 2 2 条第 1 0 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 建築物の所在地

北九州市若松区波打町 8 番 1 8 号

2 建築物の家屋番号等

(1) 家屋番号 8 番 1 6

(2) 種 類 居宅・店舗

(3) 構 造 木造セメント瓦葺 2 階建

(4) 床 面 積 1 2 9 . 2 7 m² (1 階 6 6 . 6 3 m² 2 階 6 2 . 6 4 m²)

3 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等を全て除却すること。

4 措置の期限

令和 7 年 8 月 1 4 日

期限までに措置が履行されないときは、措置を命ぜられるべき者の負担において、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5 動産の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合せ先に通知すること。

6 問合せ先

北九州市都市戦略局都市再生推進部空き家活用推進課

電 話：0 9 3－5 8 2－2 7 7 7

F A X：0 9 3－5 6 1－7 5 2 5

北九州市公告第 5 5 0 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎他 1 箇所電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局総務部総務課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 5 月 2 8 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
- 5 契約金額
1 億 4, 5 2 4 万 9, 9 4 9 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 4 月 1 5 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第551号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月31日

北九州市長 武内和久

1 調達内容	購入品目及び数量	放送設備機器（小倉北特別支援学校（新校舎）他）一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和8年1月9日
	納入場所	市の指示する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和5年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円（令和7年度は1件300万円）を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで（最終日午前10時まで）
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和7年8月12日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和7年8月21日から同月27日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月28日午前9時から午前10時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和7年8月28日午前10時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	

- 注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。
- 注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。

北九州市公告第552号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月31日

北九州市長 武内和久

1 調達内容	購入品目及び数量	厨房機器（北九州中央高等学園（新校舎）） 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和8年1月30日
	納入場所	北九州中央高等学園（新校舎）（北九州市小倉北区下到津一丁目198-1）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和5年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円（令和7年度は1件300万円）を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで（最終日午前10時まで）
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和7年8月12日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和7年8月21日から同月27日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月28日午前9時から午前10時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和7年8月28日午前10時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のＩＣカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	

- 注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。
- 注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。

北九州市上下水道局公告第 9 6 号

北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 0 年北九州市条例第 4 9 号）第 3 条の規定により、下水道事業受益者負担金の負担区域を次のとおり変更する。その関係図面は、公告の日から 2 週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

受益者負担金賦課対象区域

負担区域を変更する土地の区域
北九州市小倉南区湯川三丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目及び津田四丁目の各一部